

第 5383 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月 8日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 従業員所有の自家用車を借り上げる場合

Q：従業員の自家用車を借上げて社用に使用する場合、税務上、どのような取扱いになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

①借上料の取扱い

従業員がその所有する自家用車を出張等に使用したことに對して会社が自家用車の借上料を支払った場合、①その借上料の算定が会社業務に使用した走行距離等の使用実績に基づいているなどその金額に合理性があること、②従業員が職務を遂行するための出張旅費等に代えて支給されるものであるときは、その額のうち燃料費及び走行距離に応じた借上補償料等の実費弁償的な金額として妥当であると認められる部分については、税務上問題になりません。しかし、実費弁償的な金額として妥当であると認められる部分を超える支給があった場合には、その超える部分の金額のうち、賃貸料として相当と認められる金額は、その従業員の雑所得として、また、それ以外の部分の金額はその従業員に対する給与として取り扱われます。

②車検費用の取扱い

車検費用は、実費弁償的なものとは認められませんので、会社が負担した場合には、給与として取り扱われることとなります。

③駐車場代の取扱い

駐車場代は、所有者が負担すべきものですから、その費用を会社が負担したときは、給与として取り扱われることとなります。

